

2020年12月定例県議会 代表質問

2020年12月7日

日本共産党 大橋沙織県議

日本共産党の大橋沙織です。県議団を代表して質問を行います。

コロナ感染「第3波」と言われる中、菅政権は国民のいのちと暮らしを守るための対策を放棄し、野党の会期延長要求も無視して、12月5日に閉会を強行しました。多くの専門家から「GoTo 事業が感染拡大のきっかけとなった」と指摘され一部見直したものの、12月5日、6日に実施した共同通信の世論調査では半数以上が菅政権のコロナ対応を「評価しない」と回答しています。コロナ対策で逆行する菅政権に国民の不安は深まるばかりです。

菅政権発足から3ヶ月余りが経過しましたが、憲法違反の日本学術会議任命拒否問題、脱炭素を隠れみのにした原発推進など、安倍前政権を上回る強権ぶりが浮き彫りになりました。安倍前首相の「桜を見る会」前夜祭でも、安倍氏側による費用の肩代わりが明らかになるなど新たな疑惑が浮上しており、安倍前首相を証人喚問し真相解明すべきです。

県政において、新型コロナ対応をはじめ、原発事故対応など県民の命と暮らしを守る立場から、以下質問いたします。

一、新型コロナウイルス感染症の検査・医療体制の強化について

県内では、12月6日発表で新型コロナウイルス感染者が530人、重症者5人、死亡者8人となり、福島市で新たなクラスターが発生するなど、県内でも勢いが止まらず、県民の不安が増大しています。

日本共産党は11月19日、感染拡大防止のため「社会的検査」の徹底など4つの提案を行い、①無症状感染者を把握するためのPCR検査の抜本的拡充、②感染の接触追跡を専門に行うトレーサーを確保し保健所の体制を抜本的に強化する、③「医療崩壊」を絶対に起こさないために、医療機関の減収補填、宿泊療養施設の確保を行う、④「GoTo」事業を見直すことを政府に求めています。

東京都世田谷区では、特養ホームで「社会的検査」を実施したことで10人の無症状感染者を把握でき拡大防止策を講じることができたと報告され、新宿歌舞伎町でも大規模・集中的なPCR検査を実施したことにより、陽性者が減少したと政府も報告しています。

県は、一日の検査可能数を2,000件以上に拡大させましたが、今後はこれをどういう観点で活用するかが求められています。全国的な感染拡大となり国は、医療や介護の現場で陽性者が出た場合、面的な検査を行ってほしいと通知を出しました。

国の方針転換を踏まえ県は、感染リスクの高い医療・介護・福祉施設での重点的な検査を実施し、感染拡大を防止すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

自治体が積極的に検査を行う際、壁になっているのが検査費用の負担です。全国知事会の中でも国に全額負担を求める声があがっています。

感染症法に基づく行政検査以外の PCR 検査を自治体を実施する場合の費用について、全額国費とするよう国に求めるべきと思いますが県の考えを伺います。

コロナ特有の症状があり医療機関を受診してから検査を受けるまでに相当の時間を有している事例が、県北地区を中心に何例も出ています。

発熱等の症状がある方を広く対象として検査を行い、早期の感染確認を徹底すべきと思いますが、県の考えを伺います。

陽性者を確実に把握・保護するためには、追跡する専門的人材・トレーサーが必要ですが、現在追跡業務を担っている保健所職員は圧倒的に不足しており、職員増員が必要です。行革によりこの 20 年間で保健所は半数に、職員数は約 3 割減らされ、コロナ禍で保健所職員は長時間勤務が慢性化しています。

新型コロナウイルス感染症等への対応のため、早期に保健所職員を増員すべきと思いますが、県の考えを伺います。

医療機関の患者減による経営悪化がますます深刻化し、冬のボーナスが昨年比で減少という施設が少なくありません。このまま放置すれば医療機関の破綻につながり県民の命を守ることができなくなってしまう。

感染者を受け入れていない医療機関に対する減収補填を国に求めるとともに、県としても支援すべきと思いますが県の考えを伺います。

今後、インフルエンザとの同時流行が懸念されることから予防接種に独自の補助を行う市町村が広がり、分かっているだけでも 19 自治体で行っています。予防接種希望者は県内でも増加しており、現在までのインフルエンザ感染者の確認数は昨年比で大きく減少、この状態を維持することがコロナ対策にも重要です。

インフルエンザの予防接種費用を補助すべきと思いますが、県の考えを伺います。

今年は例年よりもワクチン生産量を増やしているそうですが、それをも上回る数の接種希望者で、今後インフルエンザワクチンの不足が予想されます。実際に医療現場からは予約を受け付けられない状況だとの声が出されています。

インフルエンザワクチンの必要数を確保すべきと思いますが、県の考えを伺います。

二、新型コロナウイルス感染症の影響下における暮らしと経済対策について

政府の成長戦略会議には「日本の中小企業数は今の半分がいい」と公言する企業家・デ

費を捻出できないと窮状を訴える声が出ています。

南相馬市では、学生 1 人当たり 5 万円、西会津町では学生 1 人当たり 10 万円を支給し、学業の継続と生活を支援しています。国も学生支援給付金の再支給を決めましたが、生活苦でも対象から外れる学生が多くいます。

経済的に困窮している学生に対し、県が直接支援を行うべきと思いますが県の考えを伺います。

経済状況の悪化で、非正規雇用を中心に解雇や雇い止めが増えており、ひとり親世帯などはますます困窮しています。大学生の子どもを持つシングルマザーからは「コロナで仕事を失い子どもに仕送りもできない」と相談が寄せられています。国はひとり親世帯への臨時特別給付金を実施しますが、低所得者などにも対象を広げる必要があります。

感染症の影響を受けている生活困窮者の支援のため、新たな給付金の創設を国に求めるべきと思いますが県の考えを伺います。

社協で貸付を行う緊急小口資金の特例措置は今月末までですが延長が必要です。

緊急小口資金の特例貸付の延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

学生や事業者など支援を求める人が必要な支援を受けられるよう、ワンストップ窓口の設置が必要です。現在、緊急小口資金の申請は今年 4 月の 970 件から 10 月には約 7,000 件と、7 倍以上になっており、職員を増員して対応すべきです。

生活福祉資金貸付金の受付体制を強化するよう社会福祉協議会を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

消費税は、2019 年納税分については納税猶予の措置が取られていますが、コロナの影響で苦境に立つ事業者を支えるためには、納税猶予ではなく減免が必要です。

消費税について、納税猶予の延長に加え、減免制度の創設を国に求めるべきと思いますが県の考えを伺います。

自民党の中からも消費税ゼロを求める声が上がっており、世界では約 37 か国で付加価値税、いわゆる消費税を減税し、大きな経済効果が出始めています。

消費税の減税を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

三、福島第一原発事故対応について

9 月 30 日、全国最大の原告団を有する生業裁判の仙台高裁判決は、国が規制機関としての役割を果たさず、東電の説明を唯々諾々と受け入れ、東電に適切な津波対策を取らせなかったことによって引き起こされた事故であり防止できたものだったとして、国に東電と

同等の責任を認め、国を断罪したことの意義は極めて大きいと言わなければなりません。

国の責任を求めた原発事故裁判では、15のうち8つが国の責任を認める判決を下しています。

原発事故における国の加害責任について、県はどのように認識しているのか伺います。

汚染水は、一旦海洋放出されれば日本国内にとどまらず世界的にも大打撃を与えることは明らかです。東電は2015年、県漁連の要望に対し「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わず、タンク保管を継続する」と約束しています。被災県の代表である福島県知事の姿勢が全国から問われています。

多核種除去設備等で処理した汚染水の海洋放出に反対すべきと思いますが知事の考えを伺います。

県内外に避難する県民は3万7千人弱ですが、この中で現在も住宅無償提供が継続しているのは僅か5%です。避難区域かどうかにかかわらず避難者は大きな生活不安を抱えており、精神的にも経済的にも深刻さが増しています。

この間、避難者の方々から話を伺ってきましたが、医療・介護等の減免を継続してほしいとの要望が多く出されました。

避難指示区域等における国保税、介護保険料等の減免に対する財政支援を継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難者は、高齢者の一人暮らしが年々増えており、その多くが国民年金での生活で、賠償打ち切りにより今後の生活に大きな不安を抱えています。県営住宅の家賃減免制度について「知らなかった」との声があるため、広く周知し積極的に活用を促進していくべきです。

復興公営住宅の入居者に対する家賃減免制度の積極的な周知が必要と思いますが、県の考えを伺います。

固定資産税の課税について、原発事故により土地の評価は大きく下落したにもかかわらず、多くの避難市町村では通常課税に戻っています。原発事故によって住めなくなった住宅を解体した際、宅地への課税が多い場合6倍にもなる矛盾について、所有者からは是正を求める要望が多くあがっています。

避難市町村が固定資産税を減免した場合の減収補填の継続を国に求めるべきと思いますが県の考えを伺います。

固定資産税に係る被災住宅用地の特例措置の延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難の長期化に伴い区域外避難者が抱える問題も複雑化しており、「私たちの声を知事に直接聞いてほしい」との切実な訴えを聞いてきました。

新潟県の検証委員会では避難者の実態について、毎月の収入が10万円以上減った世帯や、仕事や生きがいを失い、生活再建の見通しが立てられていない人も依然少なくないと強調し、長期的な支援が必要だと指摘しています。山形県内の避難者調査でも5割以上が生活資金と健康への不安を抱えています。福島県としても、避難者の実態を調査し個々の課題に見合う支援を行うべきと考えます。

避難指示区域外からの避難者を含め、避難者の実態を調査すべきと思いますが、県の考えを伺います。

四、来年度当初予算について

自民党政権による社会保障削減で、医療・介護・福祉分野が長年にわたり粗末に扱われてきました。福島県でも原発事故前の2010年は、人口10万人当たりの医師数は全国41位、県民一人当たりの社会福祉費は35位などこの分野は全国最下位クラスでしたが、そこに新型コロナが襲い、医療・介護・福祉分野の脆弱さが露呈しました。今こそ福祉型県政への転換が必要です。

来年度の当初予算編成に当たっては、医療・介護・福祉分野の予算を大幅に拡充すべきと思いますが、県の考えを伺います。

五、地球温暖化対策について

地球温暖化対策は人類の死活的課題です。今年開催予定だったCOP26の開催地であるイギリスは、2030年までにCO₂排出実質ゼロを掲げ温暖化対策に国を挙げて取り組み、国に呼応して地方自治体も人口の7割にあたる453自治体が2030年のCO₂ゼロ宣言を行っています。

国はようやく2050年のCO₂実質排出ゼロ宣言を行いました。県としても地球温暖化問題に真剣に取り組む決意を県民に示すべきと考えます。先月20日時点で24都道府県を含む173自治体が表明しています。

県としては少なくとも2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明すべきと思いますが、県の考えを伺います。

六、農業の振興について

種苗法が農業関係者の大反対を押し切り、12月2日、強行採決されました。種苗法は、農家の自主増殖を認めず、新たな農家負担を強いることとなり、地域の特性に合った農業の振興を図る上でも大きな障害となるもので、到底許せません。

異常気象のもと、度重なる自然災害に対する救済措置は今後ますます必要です。農業経

営収入保険制度は、自然災害はもちろん、コロナによる減収も補償対象となっています。この収入保険は青色申告が加入要件となっていますが、そもそも農家の 2 割弱しか加入していない青色申告を要件にすることは実態に見合っていないのではないのでしょうか。

青色申告を前提とする農業経営収入保険の加入要件の緩和を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

コロナ禍を踏まえ食料調達は重要な安全保障政策の一環です。日本の食料自給率はカロリーベースで 38%に過ぎず、輸入がストップすれば一気に食料危機に陥ることになります。かつて食料輸出県だった本県が、今やカロリーベースの自給率は 2018 年で 78%、生産額ベースでも 92%となり輸入県になりました。食料自給率の向上のためには農業産出額の拡大が重要であり、圧倒的多数を占める家族経営型の農家を支援し、農業振興を図るべきと考えます。

食料自給率の向上に向け、大多数を占める家族農業経営を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

農業後継者育成のための、国の農業次世代人材投資事業は様々な制約があり、親元就農での同一品種は対象外、また兼業農家も対象外となっているため、「使い勝手がよくない」との声があります。

県内でも、コロナ禍で地元に戻って農業をやりたいという若者が増えてきており、今が後継者確保のチャンスとみなして県の支援を強化すべきです。

農業次世代人材投資事業において、親元に就農し同一作物を生産する場合も給付を認めるなど交付要件の緩和を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

北海道浜中町では、若者の多くが進学や就職を機に町を離れ、主要産業である漁業などの後継者不足が深刻でした。町は後継者不足解消のため、月 5 万円・最大 3 年間支給する後継者支援制度を創設、これが高校生の間でも話題となり活用が進んでいます。また、地元に戻って家業を継ぐなど若者の呼び水となっています。

県内でも、桑折町は親元就農も対象とした独自支援事業を作り、活用が始まっています。他の市町村でも独自の支援制度を創設しており、県はこうした市町村を応援し後継者確保に取り組むべきです。

農業後継者を支援するための県独自制度の創設等により、新規就農者を確保すべきと思いますが、県の考えを伺います。

七、河川改修について

2 年後に開校となる伊達地区特別支援学校の予定地は、すぐ隣に東根川が流れており、昨年の台風では建設予定地を含め多くの地域住民も浸水被害を受けました。また学校の隣に

は伊達市の認定こども園が建設される予定となっており、浸水対策はますます重要となっています。

伊達市保原町における浸水対策のためには、東根川の改修を推進すべきと思いますが、県の考えを伺います。

八、教育の充実について

現在、特別支援学校は中等部まではスクールバスが出ていますが、高等部以降は公共交通機関などを利用し自力通学となります。いわき市では、毎月 7 万円かけて平の支援学校まで通学している実態や、安達地区でも同様に大変な負担となっています。

伊達地区から大笹生特別支援学校に通う際、電車とバスを乗り継ぐ必要がありますが、重度の障害を持つ生徒らは長時間の乗車や乗り換えなどが困難であり、実際には保護者が仕事を辞めて送迎するか、タクシーで 1 ヶ月 11 万円もかけて通学している事例もあり、経済的負担が非常に大きくなっています。通学支援を求める署名は、1 ヶ月で 3,629 筆集まり県教委に提出され、県議会各会派には要望書が寄せられました。

県立特別支援学校高等部に通う生徒に対し、通学支援を行うべきと思いますが県教育委員会の考えを伺います。

県教委が示す高校統廃合について、県内各地で反対意見が出ており存続を求める署名活動も広がっています。

南会津町では「地域をひらく未来研究会」が、南郷・伊南・舘岩の 3 地域の住民を全戸訪問し調査を行い、町内外からの入学者を増やす創意工夫を行うので統廃合は 3 年間延期してほしいと要望しています。

南会津高校と田島高校の統廃合について県教委は、期限が決まっているからとして住民の声を受け入れようとしませんでした。

コロナ禍を受け、高校における小規模校の良さが見直されてきています。

県立高等学校の統合は中止を含め見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

保原高校定時制についてです。県教委主催の懇談会は「理解を得られた」として終了しましたが、懇談会参加者や地域住民、卒業生などからは「廃校になるとは知らなかった」「県教委の説明に納得はしていない」などの声が相次いでいます。「保原高校定時制の存続を要望する会」が結成され、署名開始から 1 ヶ月半で目標とする 3,000 筆を大きく超えた 4,739 筆が県教育委員会に提出されました。

卒業生や保護者は「保原高校定時制で学ぶ喜びを感じることができた」、「高校でやり直したいと思う子どもたちの学ぶ機会をなくさないでほしい」と涙ながらに訴えています。

発達障害の子どもを持つ親からは「地元の保原に定時制があるからうちの子も高校に通

えると思っていたので、廃止と聞きとても困惑しています」との声です。県教育委員会は、このような声を受け止めるべきです。

保原高等学校定時制課程は存続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

九、ジェンダー平等について

コロナ禍で女性の自殺者が急増していることは見過ごせません。厚労省によれば、10月の女性の自殺者は852人と前年同月比で8割も増加しました。東京都医師会はその背景として、生活苦や経済的不安の高まりとともに、家事や育児の負担が急激に増えたことなどを指摘しています。解雇された非正規労働者の圧倒的多数が女性です。

持続可能な開発目標 SDGs の17項目すべてにジェンダー平等の観点が貫かれており、世界共通の課題となっています。ところが、世界153ヶ国中、日本はグローバルジェンダーギャップ指数121位と大変遅れています。

今年度から会計年度任用職員制度が導入され、期末手当が支給されることとなりました。しかし実態は、月々の収入が大幅に減らされ年収はほとんど増えず、年収200万円以下のワーキングプアの状態です。会計年度任用の事務職員は女性が9割を占めています。

会計年度任用職員について、パートタイムではなくフルタイムで任用すべきと思いますが、県の考えを伺います。

国連女性機関は、意思決定の女性の参加を進めることは女性のみならず、すべての人にとってより良い未来につながると強調しました。県の政策決定に女性の視点を入れるべきであり、女性幹部を増やす必要があります。現在、県は8.0%の目標に対し8.4%ですが、全国実績の平均は10%です。次期計画策定に当たっては目標のさらなる引き上げが必要です。

女性職員の管理職登用を積極的に進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

以上で代表質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

大橋議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査についてであります。医療機関や介護施設等において感染の発生がクラスターに発展し、地域の医療・介護等の提供体制の維持に大きな支障をきたすおそれがあること、また、入院、入所されている基礎疾患を有する方や高齢者は重症化リスクが高いことから、より積極的な検査等の対応が必要であると考えております。このため、重症化リスクの高い集団が多いこれらの施設において発熱等の症状がある方に

については、速やかに検査を実施するとともに、感染者が確認された場合には、保健所において迅速に調査を行い、濃厚接触者に限らず、無症状者を含め、検査が必要と判断された方を広く対象として実施することとしております。加えて、必要に応じ専門家チームを派遣し、感染制御に当たるなど、感染拡大防止対策を徹底してまいります。今後とも、感染状況を注視しながら、重症化リスクの高い集団の感染拡大防止を図るとともに、地域の医療、介護等の提供体制の維持に努めてまいります。

次に、多核種除去設備等で処理した処理水の取扱いにつきましては、10月に開催された、政府の廃炉・汚染水対策チーム会合において、国に寄せられた意見の整理や確認が行われたところであります。これまで県内外の自治体や関係団体などから様々な意見が出されている中で、多くの意見で共通していることは、風評に対する懸念であると考えております。

私は、先月、国への緊急要望の中で、経済産業大臣に対し、改めて、処理水の取扱いについては、県民や国民の理解が深まるようトリチウムに関する正確な情報発信に取り組むこと、風評を懸念する意見が数多く示されていることから、具体的な風評対策を示すこと、この2点が重要であると申し上げてまいりました。

引き続き、国に対し、トリチウムを含む処理水の取扱いが本県の農林水産業や観光業に影響を与えることがないように、本県はもとより、幅広い関係者の様々な意見を踏まえ、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

一、新型コロナウイルス感染症の検査・医療体制の強化について

保健福祉部長

行政検査以外のPCR検査を自治体を実施する場合の費用につきましては、各自治体が検査の必要性やその財源も含め、それぞれの実状により判断すべきものと考えております。

次に、発熱等の症状がある方への検査につきましては、かかりつけ医等の身近な医療機関において、速やかに検査を受けることができる体制をとっており、引き続き、医師会等と連携を図りながら、対応できる医療機関を増やしていくことで、検査体制の充実を進め、感染の早期確認と拡大防止に取り組んでまいります。

次に、保健所職員の増員につきましては、保健・医療等に対するニーズに適切に対応できるよう、保健所の体制を見直しながら、必要な職員の確保に努めてまいりました。また、今般の新型感染症のように急激に業務増となるような課題においては、他所属からの応援派遣や会計年度任用職員の採用等も行って対応してきたところであり、今後とも、様々な課題を見据えながら、適切に対応してまいります。

次に、感染者を受け入れていない医療機関への支援につきましては、国の財源を活用し、県内全ての医療機関を対象に、感染拡大防止のための支援金を交付しております。また、全国知事会等を通して、医療機関への経済的な支援を国に要望しているところであり、今後も地域で求められる医療の確保に取り組んでまいります。

次に、インフルエンザ予防接種費用への補助につきましては、接種事業の実施主体である市町村において、それぞれの実状を踏まえ、検討するものと考えております。

次に、インフルエンザワクチンにつきましては、本県では昨年比で約12パーセント増となる約107万人分を確保できたことから、ワクチンの偏在を防ぎ、有効に活用されるよう、県医薬品卸組合と連携して対応しているところであります。

二、新型コロナウイルス感染症の影響下における暮らしと経済対策について

総務部長

経済的に困窮している学生への支援につきましては、国からの学生支援緊急給付金の支給に加え、高等教育の修学支援新制度の弾力的運用による授業料減免及び奨学金給付が行われております。また、県立医科大学及び会津大学においては、国の制度の対象外となる学生も授業料減免の対象としているほか、独自の給付金や食料品の支援を行っております。

次に、消費税の納税猶予の延長及び減免制度の創設につきましては、消費税の制度管理を一元的に行っている国において、地域経済の状況などを踏まえ、総合的に判断されるものと考えております。

次に、消費税の減税につきましては、国において、新型コロナウイルス感染症による生活や地域経済への影響、社会保障の充実や財政健全化等を踏まえ、総合的に判断されるものと考えております。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生活困窮者の支援につきましては、これまで生活福祉資金貸付金の特例貸付や住居確保給付金の拡充、生活保護制度の弾力的な運用を行っております。今後、生活に困窮する方の状況と国の動向を注視して対応してまいります。

次に、緊急小口資金の特例貸付につきましては、現在、延長に向けて国で調整が進められているところであり、国の動向を注視して対応してまいります。

次に、生活福祉資金貸付金の受付体制につきましては、市町村社会福祉協議会において、申請数に応じ、職員を増員するなど、県社会福祉協議会と協議して体制を強化しており、県では必要な経費を補助しております。今後とも、円滑に受付できるよう状況を把握しながら支援してまいります。

商工労働部長

雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の延長につきましては、全国知事会を通し、国に対して要望してきた結果、来年2月末までの延長が決定されたところであり、県といたしましては、今後の雇用情勢及び国の対応を注視してまいります。

次に、持続化給付金につきましては、全国知事会を通して繰り返し国に対して要望活動を展開しており、その中で複数回給付や要件の緩和についても求めてきたところであります。

次に、福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金につきましては、一定の交付要件を満たした事業者が、感染防止対策を講じるための費用を支援することを目的として交付するものであり、福島県新型コロナウイルス感染症対策支援金及び給付金との均衡からも再度交付する考えはありません。

次に、伊達市のパソコン製造工場につきましては、現在、雇用に関する情報の把握に努めており、今後、離職者が発生する場合には、福島労働局、ハローワーク、関係市町村、経済団体等と緊密に連携して対応するとともに、ふるさと福島就職情報センターにおいて、希望等に応じた就職相談やマッチングなどきめ細かに取り組んでまいります。

三、福島第一原発事故対応について

総務部長

避難市町村が行う固定資産税の減免に対する減収補填の継続につきましては、これまでも県の提案・要望活動を始め、様々な機会を捉えて国に求めているところであり、引き続き、市町村の意向を踏まえ、求めてまいる考えであります。

次に、固定資産税に係る被災住宅用地の特例措置の延長につきましては、これまでも県の要望活動を通じて国に求めているところであり、引き続き、関係市町村と連携し、求めてまいる考えであります。

危機管理部長

福島第一原発事故につきましては、国会や政府の事故調査委員会報告書、東京電力の報告書を踏まえると、津波に対する備えが不十分であったことにより起きたものと認識しており、原子力安全規制を一元的に担う国においては、事故の当事者であるとの自覚の下に、廃炉や福島の復興再生に最後まで責任をもって対応すべきと考えております。

避難地域復興局長

避難者の実態につきましては、これまでも国、県、市町村共同による住民意向調査や、復興支援員による戸別訪問、全国各地に設置している生活再建支援拠点における相談対応などを通し、個別化・複雑化している避難者の事情に応じながら、課題の丁寧な把握と解決に努めているところであります。今後とも、関係機関と緊密に連携し、避難者が生活再建を図ることができるよう、支援してまいる考えであります。

保健福祉部長

避難指示区域等における国保税、介護保険料等の減免につきましては、国の財政支援が

継続されるよう、引き続き要望してまいります。

土木部長

復興公営住宅の家賃減免制度につきましては、一般の県営住宅と同様に、入居者からの申請に基づき適用となることから、全ての入居者の方々へ、制度の内容について、入居時に加えて、年に2回お知らせしております。引き続き、様々な機会を通じ、丁寧な制度の周知に努めてまいります。

四、来年度当初予算について

総務部長

来年度の当初予算につきましては、県民が安全に安心して暮らすことができるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や医療提供体制の整備はもとより、ふくしま創生総合戦略の基本理念に基づく結婚・出産・子育てへの支援、健康長寿の推進などの取組に、重点的に予算を配分することとしております。あわせて、県民に身近な医療・介護・福祉分野につきましても、市町村と連携を図り、きめ細かく対応してまいります。

五、地球温暖化対策について

生活環境部長

二酸化炭素排出量の削減につきましては、福島県地球温暖化対策推進計画に基づき、県民総ぐるみの省資源・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大等に取り組んでいるところであります。今後は、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すとした国の動向を注視しながら、有識者等による検討会において、本計画の見直しの方向性について検討を進めるとともに、環境省との連携協力協定に基づき、温暖化対策の充実・強化を図りながら、二酸化炭素の更なる排出削減に総合的に取り組んでまいります。

六、農業の振興について

農林水産部長

収入保険につきましては、農業者の収入を正確に把握する必要があることから、青色申告者が対象となっております。青色申告には、白色申告と同等の簡易な方式もあり、また、青色申告特別控除などの利点もあることから、引き続き、福島県農業共済組合等の関係団体と連携しながら、これらを周知し、収入保険の加入促進に取り組んでまいります。

次に、家族農業経営につきましては、本県農業経営体の98%を占めており、地域農業を支える大きな役割を果たしております。このため、多様な主体の参画により産地が持続的に発展し、食料の供給能力を高めていけるよう、個々の農業経営の状況に応じた新技術の導入や技術力の向上、集落営農への参画、園芸産地の形成、地域産業六次化などを支援してまいります。

次に、農業次世代人材投資事業につきましては、経営が不安定な就農直後を支援する制度であり、親元で親と同一作物での就農は新規作物を始めるよりもリスクが低いことから対象とされておりません。なお、親と異なる作物での親元就農の場合には交付要件を満たすことから、引き続き、制度の趣旨を丁寧に説明し、理解を得てまいります。

次に、新規就農者の確保につきましては、県独自の施策として、農地のあっせんや栽培技術の習得などをサポートする地域の受け皿となる組織の活動支援を始め、自らの適性を知るお試し就農、就農意欲を高める先進的農業者等との交流、技能・資格を取得する研修に加え、就農後の定着を図るための伴走型の支援など、市町村や農業後継者への支援を行うことにより新規就農者の確保に努めてまいります。

七、河川改修について

土木部長

東根川の改修につきましては、阿武隈川合流地点から上流に向かって約4.5km区間の整備を進めることとし、下流部の約2.2km区間が完成しております。残る区間については、河川の拡幅等に伴い、多くの橋りょうの架け替えやせきの改築などが必要となることから、工事の実施に向け、必要な調査を進めてまいります。

八、教育の充実について

教育長

県立特別支援学校高等部に通う生徒の通学支援につきましては、公共交通機関を利用した通学や保護者及び事業所等の送迎に対し、定期代や距離に応じたガソリン代等の通学に係る費用を就学奨励費により全額負担しているところであります。さらに、生徒が安全に通学できるよう発達段階に応じた通学指導を行うなど、引き続き、卒業後の自立と社会参加に向けた支援に当たってまいります。

次に、県立高校の統合につきましては、急速な少子化の中にあっても、一定の集団規模を確保し、子どもたちにより良い教育環境を提供していく旨、地域ごとに懇談会を開催し説明してきたところであります。引き続き、統合校の教育内容を充実させ、特色化を図るとともに、中学生や保護者を対象とする説明会を開催して、その魅力を丁寧に説明するなど、更なるご理解を頂けるよう努めてまいります。

次に、保原高校の定時制課程につきましては、福島中央高校と統合し、新たに夕間部を設置することに加え、懇談会で頂いた御意見を踏まえ夜間部も継続することとして、一定の御理解を頂いたところであります。

今後は、不登校を経験するなど様々な課題を抱えた生徒の学習ニーズや生活スタイルに対応できる特色ある教育活動の具現化を図り、魅力ある学校づくりを進めてまいります。

九、ジェンダー平等について

総務部長

会計年度任用職員の任用につきましては、国から示された考え方に基づき、職務の内容や業務量など、業務の実態に合わせて、勤務時間等を判断しているところであります。

次に、女性職員の管理職登用につきましては、福島県職員男女共同参画推進行動計画に基づき、多様な研修機会の確保や幅広い職務経験の付与など、その能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、今後も女性職員の管理職登用を積極的に進めてまいる考えであります。

【再質問】

大橋県議

再質問を行います。まず知事に2点伺います。

一つ目は医療・介護・福祉施設での重点的な検査についてです。

この重点的な検査というのは、全ての入所者と職員に対して定期的・優先的に検査を行うことです。国からの通知もあると思いますが、今県内でも感染経路が確認できない事例は増えてきています。そういう中で、国の通知に照らしても重症化リスクが高い医療、介護、福祉の施設で全ての入所者と職員を対象にした検査が必要だと思います。症状のあるなしにかかわらず、検査を実施して感染症を把握する。そして対策をとる事がその感染拡大を防ぎ、ひいては医療崩壊も防ぐ事に繋がっていくと思います。再度答弁を求めます。

もう一点は汚染水についてです。

東電は2015年に県漁連からサブドレン水などの放出に対する要望を受けた際に、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わず、タンク保管を継続する」と言ってきましたが、今の状況はこの約束が反故されかねない状況です。

さらに2018年の公聴会では意見を述べたほぼ全員が海洋放出に反対していて、それで国も長期保管を検討すると発言をしていました。ところが今年2月に出されたのは、海洋放出が現実的だという方針です。どういう検討がされたのか国民には明らかにされていません。今も地元の住民の方たちからは、福島原発の7、8号機の建設予定地だったところとか、東電にはもっと敷地があるんじゃないかという意見があります。でもそれを東電は検討していません。国と東電のそういう誠実さのかけた態度に県民・国民はこの10年間どれだけ苦しんできたでしょうか。知事が自らの姿勢を明らかにしないということは国と東電のこうしたやり方を許したことになるんじゃないかと思います。県民の代表として海洋放出に反対すべきと思います。伺います。

それから保険福祉部長に、症状のある方への検査実施について伺います。

かかりつけ医はどこが対象なのかということが県民には明らかになっていません。そう
いう中で福島市の保健所と医師会は連名で文書を出して、症状がある人に速やかな PCR
検査等を実施することをお願いしています。陽性者の確認が遅れば感染拡大、クラスター
になるなど、そういうことにつながるわけですから、県北保健所としてもそういう通知
を出して陽性者の隔離、保護、追跡に積極的に取り組むべきと考えます。再度伺います。

それから最後、商工労働部長に雇用調整助成金と持続化給付金について伺います。

事業者からは「このままでは年内で店を閉めるしかない」という声が相次いでいます。
これから本格的な冬を迎えて、コロナ状況もますます拡大が予想されます。そういう中で
経済はやっぱり冷え込んでいくわけです。だから今はまだ雇調金などの終了を決められる
状態じゃありません。国は学生とかひとり親世帯への再度給付は決めましたが、事業者へ
のこうした支援は検討もされていません。そういう状況でいいのでしょうか。県として国
が本当に実施するように、延長や複数回給付など、そうしたことを本気で求めていくべき
と考えます。再度伺います。

【再答弁】

内堀雅雄知事

大橋議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査についてであります。国の通知では、感染者が多数発
生している地域やクラスターが発生している地域においては、医療機関や高齢者施設等に
勤務する方や入院、入所者について一斉・定期的な検査の実施を求めています。本県に
おいては、こうした国の通知や現時点の感染状況を踏まえ、医師や保健所の判断により必
要とされる方に検査を行っているところであります。引き続き、感染状況を注視し、感染
拡大防止に必要な検査を確実に実施してまいります。

次に処理水の取扱いにつきましては、国の小委員会においてタンク保管の継続も含む
様々な処分方法やトリチウム分離技術の現状、さらに風評被害などの社会的観点も含め、
専門家による総合的な検討を行い政府への提言としてとりまとめられたところであります。

引き続き、国に対し、本県の農林水産業や観光業に影響を与えないよう、県内
自治体や関係団体等をはじめ、様々な意見を踏まえ慎重に対応方針を検討するよう求めて
参ります。

保健福祉部長

発熱等の症状がある方への検査につきましては、発熱等の症状がみられる場合は、感染
の可能性を疑い、速やかに検査することが求められておりますことから、かかりつけ医や、
受診相談センターに電話で相談頂き、診療につなげて参ります。そのために対応できる医

療機関を増やす取り組みは、医師会と連携して診療検査等について広く周知を図っているところであります。

商工労働部長

雇用調整助成金の特例措置等につきましては、来年 2 月末までの延長が決定されたところであり、今後の経済状況等及び国の対応を注視してまいります。

【再々質問】

大橋県議

再々質問を行います

まず総務部長に、学生への直接支援について伺います。福島大学前で民青同盟が行った暮らしについてのアンケート 91 人が回答して、そのうちの回答ですが、「親に経済的な負担をかけていると感じる」が 57 人、次いで「アルバイトの収入が減った」が 56 人、それぞれ半数を超える学生が回答しています。その他にも「自分も学生だけコロナがいつまで続くかわからないので、妹にどれだけ学費を残せるかとだけ考えている」「親がコロナで失業した。水だけで過ごす日もある」と学生はこれだけ苦しい状況に追い込まれています。給付金とか食料支援、こういう直接支援をやってほしいと県内の学生がそういう要望をあげているわけですから、県として応えるべきです。再度伺います。

それから教育長に 2 点伺います。

一つ目は特別支援学校の通学支援についてです。就学奨励費が出ているという答弁でしたが、先ほど紹介したタクシーで毎月 11 万円以上かけて通学している方の場合は、就学奨励費月 5 万円にもなりません。半分以上は保護者が自己負担しています。他にもひとり親世帯の方からは「自分が働かなければ生活できないが、子どもの送迎を頼める人もいないし、このままでは仕事を辞めるしかない。どうか助けてほしい」と切実な声です。夫婦で共働きの方も片方が仕事を辞めれば生活が一気に大変になるのは明らかです。保護者の皆さんはタクシー会社とか放課後デイサービスをやっている事業所、それから伊達市にも問い合わせをして取り組んできましたが、なかなか良い返事がもらえなかった、だから先日県に要望したわけです。保護者の方からは「3 年間大笹生に通うなら寮からの通学も考えたけど、伊達の学校ができればそちらに通わせたいので、この残りの 1 年間をなんとか自宅から通学させたいと考えています」という声があります。学生や保護者一人ひとりの状況をきちんと把握して、実態に見合った支援が必要だと考えます。再度、特別支援学校の通学支援について伺います。

もう一点は、高校統廃合で保原高校の定時制についてです。

先ほど紹介したように存続を求める署名は 4,739 筆、懇談会に参加した方からも存続を

求める声は今も上がっています。ですので理解が得られた状況ではないと思います。保原高校定時制に通う生徒の多くは中学校までの競争教育や、そうした中で人間関係に疲れて中学校時代不登校だとか、そうした様々な状況を抱えています。こうしたすべての子どもたちに学ぶ場を保障すべきと考えます。県教委の高校統廃合計画、その中の保原高校定時制を廃止するという事は、県が子ども達の未来を切り捨てるということに他ならないのではないのでしょうか。保原高校定時制は統合校となる中央高校よりも生徒数が多く、県内に7つある定時制の中で保原高校定時制は3番目に多い53人が通学しています。

保原高校定時制は存続すべきです。再度伺います

【再々答弁】

総務部長

県内の大学生の支援につきましては、国の支援制度に加えまして、各大学でさらには県内各界からの支援もなされているところでありますので、こうした状況も踏まえまして今後の支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

教育長

一点目の特別支援学校高等部の通学支援の件でございます。

例外的に中には、様々なご事情でタクシーでという方も伊達から大笹生の場合はお一人いらっしゃるようですけれども、多くの方は公共交通機関を乗り継いだりしてですね、通って頂いて、そういう方には定期代全額支給されているという状況でございます。

お一人であってもということもないわけではないのかもしれませんが、県と致しましては、そういうご不便、ご不自由があるからこそ、伊達にもですね、新しい特別支援学校を設置しようと。伊達以外にも計画が県内にあるわけですが、なるべく通学で今までですね、ご不自由をお掛けしてきたということで、各地域に新しい支援学校を設置して、少しでもそういう負担を軽減していこうという方針でございます

それからもう一つ、保原定時制の存続の件でございますが、懇談会で度々ご説明を申し上げて参りまして、最後の懇談会の時には大橋議員も傍聴されていた通りでございます。もちろん全員が賛成ということではなかったかと思いますが、反対のご意見の方ももちろんいらっしゃったわけですが、総体としては傍聴された通り、全体としては統合にご理解をいただいたという経過でございます。

ただいまご指摘がありました通り、かつてのですね、働きながら学ぶという需要が非常に大きく減っておりますので、まさにお話しがあったとおり不登校ですとか、生活リズムの問題などを抱えた生徒さんに対応するためにも、新しい夕間部という取り組みを行うことによって、学びのニーズに対応して参りたいと考えております。

以上